

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年2月5日

担当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部安全課 安全課長 那須 真人 主任安全専門官 納 裕美 電話：011-709-2311（内線 3551）
----	---

安全衛生関係団体等に取り組総点検の実施を要請 － 令和7年1月に死亡労働災害が多発－

北海道労働局（局長 みとみのりえ 三富則江）は、令和7年に入り、死亡労働災害が多発している状況を踏まえ、安全衛生関係団体等に対し、安全衛生活動の総点検について傘下事業場に周知徹底を図るよう要請しました。（資料1参照）

北海道内の令和6年における労働災害による死亡者数は、12月末時点の速報値で47人、死亡者を含む休業4日以上^{（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）}の死傷者は6,608人（対前年同期138人増）となっており、死亡者数については全国ワースト1となっています。

さらに、令和7年に入り死亡労働災害が多発しており、1月30日時点で既に10人の方が亡くなっています。これは、昨年同期（令和6年1月末速報値）と比較して5人もの増加であり極めて憂慮すべき事態です。

これらの災害発生原因の詳細については現在調査中ですが、法令に基づく基本的な安全対策が講じられていれば、発生に至らなかったと思われる事例が複数確認されているところです。

また、被災者10人中3人は、冬季特有の災害（路面凍結等による交通事故、除雪作業での墜落、重機との接触）により亡くなられており、引き続き降雪期における冬季特有の災害防止に留意する必要があります。

このことから、北海道労働局では安全衛生関係団体等に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、これまでの安全衛生活動の総点検を実施したうえで、自主的な労働災害防止活動の継続的な取組の徹底について、傘下会員事業場に周知徹底を図るよう緊急に要請を行いました。

（道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供）

死亡労働災害撲滅のための緊急要請

北海道における死亡労働災害をはじめとする労働災害防止の対策については、労使の皆様をはじめとして、労働災害防止団体等、関係各位の御協力の下、取り組んでいるところですが、令和7年に入りまして、死亡労働災害が急増しており、1月30日時点で死亡者数が既に10人に達するという非常事態となっております。

これらの災害発生原因については現在調査中ですが、法令に基づく基本的な安全対策が講じられていなかった事例も複数確認されているところです。また、被災者の年代は60代以上の方が半数を占めており、経験年数では10年以上の経験を有する方が9人に上っています。

労働災害は本来あってはならないものであり、死亡災害の撲滅のためには、作業の危険性を予測して安全な対応策を講じ、定められた安全手順を確実に実施するという労使が協力した継続的な取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化するための基盤となるものです。

事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者が安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等にその職務を確実に実行させること
- 3 雇入れ時教育に加え、継続的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること
- 4 冬季特有の災害防止のため「北海道冬季ゼロ災運動」を確実に実施すること

令和7年1月31日

厚生労働省北海道労働局

労働基準部長 高橋 靖

令和7年1月発生の死亡労働災害の概要

別紙

業種	事故の型	起因物	年齢	経験年数	災害の状況
1 林業	激突され	車両系木材伐	50代	10～19年	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木をグラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したものの。
2 林業	激突され	環境等	70代	10～19年	被災者は、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていたが、作業終了時刻になっても戻らず、伐倒木の下で倒れた状態で発見されたもの。
3 建築工事業	墜落、転落	用具	70代	50年～	被災者は、高さ約2メートルの箇所の壁に石膏ボードを貼り付けるため、脚立の上から2段目の踏みさんにまたがって、地面に置いた石膏ボードを持ち上げた際、脚立から墜落したものの。
4 小売業	(交通事故) 乗物	乗物	70代	10～19年	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、顧客宅付近にて乗用車から降りていたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず被災者の乗用車に追突し、これに押される形で被災者が当該乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた別の乗用車が被災者の乗用車に追突したため、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したものの。
5 建築工事業	墜落、転落	物、仮設物、構築物、建築物等	60代	30～39年	被災者は、屋上防水工事のため現場に入場し、外部足場のブラケットに設置した荷の上げ下ろし用電動ウインチを取り外そうとした際、足場の筋かい、下棧等を取り外し、要求性能墜落制止器具を使用せず作業をしていたため、17.6メートル下の地上部まで墜落したものの。
6 運送業	(交通事故) 乗物	乗物	50代	30～39年	被災者は、乗用車による配送業務を行っていたところ、赤信号の交差点に停止していたダンプカーの後方に追突したものの。災害発生当時、路面は濡れていたが、ブレーキ痕は見当たらなかった。
7 その他の事業	墜落、転落	物、仮設物、構築物、建築物等	50代	5～9年	被災者は、同僚とともに高さ5.7mの屋根の上にて、墜落防止措置を講じず、スコップを使用して雪下ろし作業をしていたところ、屋根に堆積していた雪が滑り落ちたことで、背部から雪がなだれ込み、足をとられ、屋根の端から墜落したものの。被災者は2名、うち1名が死亡した。
8 輸送用機械等製造業	墜落、転落	乗物	70代	50年～	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが突然回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したものの。
9 建築工事業	崩壊、倒壊	物、仮設物、構築物、建築物等	50代	30～39年	被災者は、鉄骨家屋の解体作業現場において、屋内地上部で鉄骨部材をガス溶断する作業を行っていたところ、建物2階部分が崩落し、下敷きになったものの。
10 通信業	激突され	建設機械等	40代	30～39年	被災者は、バイクにより郵便配達作業中、後退してきた除雪作業中のモーター・グレーダーに激突され、下敷きになったものの。